

議案第45号 平成28年度習志野市一般会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出補正予算 補正前 607億 4,525万 4千円
 補正額 2億 8,940万 6千円
 補正後 610億 3,466万円

(歳出概要) ・新庁舎建設関連事業費
 ・マイナンバー交付事務費

2 継続費
 (追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設関連事業費(新庁舎移転業務委託)	63,000	平成 28 年度	18,900
				平成 29 年度	44,100

3 債務負担行為
 (追加)

事 項	期間	限度額
新庁舎機械警備委託料	9年	委託料 61,669 千円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
新庁舎電話交換機等賃借料	9年	賃借料 25,642 千円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
新庁舎窓口受付案内システム 賃借料	7年	賃借料 37,920 千円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
学校給食センター 施設整備・維持管理運営 PFI 事業	18年	7,295,431 千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内

議案第46号 平成28年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出補正予算	補正前	71億 6,344万6千円
	補正額	4,050万円
	補正後	72億 394万6千円

(歳出概要)・下水道維持管理事業

2 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道 事業費	1 総務費	下水道維持管理事業	158,500

議案第47号 習志野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新庁舎建設による市庁舎の移転に伴い、改正するものです。

	改正前	改正後
市役所の位置	習志野市鷺沼 <u>1</u> 丁目1番1号	習志野市鷺沼 <u>2</u> 丁目1番1号

また、市庁舎の位置について規定している次の条例について、同様の改正を行います。

- ・習志野市教育機関設置及び管理に関する条例
- ・習志野市霊柩自動車および葬具の設置および管理に関する条例
- ・習志野都市計画土地区画整理事業施行条例

(施行期日)

公布の日から1年以内の規則で定める日から施行します。

議案第 48 号 習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」)に基づき、条例で定めることとされた事項を定めるものです。

1 個人番号の独自利用

個人番号(マイナンバー)の独自利用事務^{※1}として、「民間保育施設入所児童助成金の交付に関する事務」を追加します。

※1 マイナンバー法に規定されていない本市が行う社会保障等の事務

2 庁内における情報連携

独自利用事務及びマイナンバー法で規定される個人番号を利用する事務について、「特定個人情報」^{※2}の庁内における利用(情報連携)に係る規定を整備します。

※2 個人番号が含まれる個人情報

(施行期日)

独自利用事務に係る規定については、マイナンバー法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行します。

その他の規定については、公布の日から施行します。

議案第 49 号 習志野市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の題名が「中小企業等経営強化法」に改正されたことから、条例で引用している法律名及び条項番号を改正するものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第 50 号 習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鷺沼団地に新規に駐車場を整備したことに伴い、別表に追加するものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第51号 習志野市生涯学習地区センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

習志野市生涯学習地区センターゆうゆう館について、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、指定管理者による管理運営を変更し直営で行うものです。

(施行期日)

平成29年4月1日から施行します。

議案第52号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 千葉市花見川区幕張本郷
氏 名 原田 孝(はらだ たかし)
任 期 1年5か月(再任)

※ 各委員の任期満了の期日が、特定の年に偏ることのないように配慮したものです。

議案第53号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 千葉市稲毛区稲毛東
氏 名 貞廣 斎子(さだひろ さいこ)
任 期 2年5か月(再任)

※ 各委員の任期満了の期日が、特定の年に偏ることのないように配慮したものです。

議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市袖ヶ浦
氏 名 後藤 京子(ごとう きょうこ)
任 期 3年(新任)

議案第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市大久保
氏 名 田久保 直子(たくぼ なおこ)
任 期 3年(新任)

議案第56号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市実籾
氏 名 土屋 寛敏(つちや ひろとし)
任 期 3年(再任)

議案第57号 工事請負契約の締結について(第二中学校体育館改築工事(建築工事))

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 第二中学校体育館改築工事(建築工事)
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 7億2千102万9千600円
- 4 契約の相手方 千葉市中央区市場町3番1号
池田工建株式会社
代表取締役 池 田 喜美夫
- 5 工事場所 習志野市実籾一丁目44番1号
- 6 工事期間 契約日の翌日から平成30年1月31日まで
- 7 工事概要 (1)体育館改築工事
建築面積 1,515.16㎡
延床面積 2,735.17㎡
構 造 SRC造
階 数 地上2階建て
(2)渡り廊下設置工事

建築面積 54.66㎡

構 造 S造り

階 数 平屋建て

(3)既存体育倉庫等解体工事

既存体育倉庫 S造平屋建て1棟

既存体育倉庫 CB造平屋建て1棟

テニスコート撤去、雨水排水管撤去等

議案第58号 工事委託契約の締結について(津田沼浄化センター改築工事)

次のとおり契約を締結するものです。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 津田沼浄化センター改築工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 11億8千800万円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 谷戸 善彦 |
| 5 工事場所 | 習志野市芝園三丁目3番1号 |
| 6 工事期間 | 契約日から平成30年3月31日まで |
| 7 工事概要 | 自家発電設備改築工事 一式
脱臭設備改築工事 一式
消毒設備改築工事 一式 |

議案第59号 市道の路線認定及び廃止について

認定する路線は1路線、廃止する路線は1路線です。

1 認定 1路線

認 定 理 由	路 線 名
市営住宅敷地としての用途廃止に伴うもの	東習志野4丁目 11-087号線

2 廃止 1路線

廃 止 理 由	路 線 名
市営住宅敷地としての用途指定に伴うもの	東習志野4丁目 11-044号線

議案第60号 専決処分した事件の承認を求めることについて(平成28年度習志野市一般会計補正予算(第1号))

四市複合事務組合による茜浜衛生処理場の解体に先立ち、同処理場内の残存汚泥等の撤去に係る経費を必要としました。しかし、予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

- 1 歳入歳出補正予算 補正前 606億9,000万円
 補正額 5,525万4千円
 補正後 607億4,525万4千円

(歳出概要) ・茜浜衛生処理場残存汚泥等処理事業

(専決処分日)

平成28年7月7日

議案第61号 専決処分した事件の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定及び和解について)

損害賠償の額の決定及び和解をするに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

1 事 件 の 概 要	平成27年10月2日、習志野市香澄四丁目6番1号先路上において、強風により倒れた市立香澄小学校正門脇の樹木と車両が接触した物損事故
2 担 当 課	学校教育部 教育総務課
3 損 害 賠 償 額	1, 772, 819円
4 相 手 方	個人
5 和解の条件等	市は相手方に対し、修理費相当額等として1, 772, 819円を支払う。 相手方は、本件事故については、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。
6 専 決 処 分 日	平成28年8月4日